

講演

年史編纂・文書管理・情報公開

—京都大学大学文書館のめざす「開かれた大学」—

西山 岸
山 本
佳 典
伸

第一部

大学におけるアーカイヴズとは

—京都大学大学文書館の設置—

西山 伸

はじめに

西山でございます。どうぞよろしくお願い致します。

私は、もともと文学部で日本近代史をやっていた人間でして、学部・大学院の頃には外交史の分野をやっていましたが、もはや遙か彼方になってしまいました。ひょんなことから、京都大学の百年史というものを編纂する助手という立場になることになりました。ちょうど今の小宮山さんのような立場だと思っただけですが、それがまたひょんなことから、昨年の春より大学文書館というところの専任の教員として勤めるようになりました。全く人間の運命というものはよく分からないものだなあというふうに思っているところです。で、今日は、私

の方からまず全体的な大学文書館が出来る経緯、それから現在どういう活動をしているか、今後の課題としてどういったことが考えられるかというふうなお話をまずさせていただきますと思います。

一、設置の経緯

まず早速ですが、京大の大学文書館が設置に至る経緯というものをごく簡単に振り返ってみたいと思います。この大学文書館が作られるに至るには、大きく分けて二つの経緯がありました。ひとつは『京都大学百年史』の問題です。この百年史というのは、編纂が始まりましたのが一九九〇年、終わりましたのが昨年の夏ですので、一一年弱の年月を要しました。余談ですけども、普通年史編纂にかかる年数というのは、その対象とする年数の一〇分の一くらいは見ておく必要があると、つまり一〇〇年史ならば一〇年、五〇年史ならば五年というふうに言われております。とにかくノルマを達成したのかもしれない

ません。全七冊ということで、私は九三年からその助手ということで仕事をしております。

この百年史に關しましては、当然のことですけれども、一番利用した資料というのは、学内にありますいわゆる行政文書と言われる資料、京都大学の場合は、また後で申しますが、文書管理規程というものが従来は存在していなかったということもありまして、大変古い物が多く残っております。京大の建物は移転もありませんでしたし、大きな災害もなく戦争で焼かれるということもなくということで非常に多くの資料が、残っていたということもありました。それからもちろん大学に關係する個人、卒業生の方とか教職員の方であるとかそういう方たちから多くの個人資料をご提供いただいて、本を作り上げていったという経緯があります。それで、こういう資料というものを一体どうするのだということは、割と早い段階から私たち編集委員会の内部では議論になっておりました。ひとつには、それは百年史の前に七十年史というものを一九六七年に京大は出しておりますが、その七十年史の時に使いました資料というものが、これは全くお恥ずかしい話ですけれども、百年史の編纂にあつた時にどこにいつてしまったか結局分からないというふうな状況がありました。それで、そのために非常に大きな手間を、我々もそうですけど各部署の編集委員会も強いられたいということもありましたので、二度とそういうことがあつてはならないだろうと、百年史で集めたいような貴重な資料はしっかりと将来の年史編纂なども踏まえて、管理しておく必要があるんじゃないかということが議論になりました。それがまず発端です。

ところが、他大学の状況などを見てまいりますと、東大の百年史というものが八〇年代の半ばには出たかと思えますが、その後「東京大学史料室」ということで、大学に關連する資料を保存して管理をして、そして閲覧にも対応しているという施設がある。他にも例えば九州ですとか名古屋ですとか、東北大学は少し前に「記念資料室」が出来て始まっておりましたけれども、他の国立大学でもいくつかそういう沿革史料を保存して研究利用に供している部屋もあるんじゃないかということが分かつてまいりまして、じゃあ京大でもというふうな話になってきたわけです。

具体的になつてきましたのは、というか全学的な議論になつてきましたのは、結局刊行の終わる一年前、年代でいえば二〇〇〇年の春からということになりますけれども、百年史編集委員会から総長宛に要望書を提出致しました。恒久的な機関として大学の沿革史料を保存・管理し公開に供する部屋が必要じゃないかということで、その時にどういう論理のもとにその要望書を出したかということなんです、今申しました七十年史關係資料の紛失、こうしたことをしてはならないことであるとか、他大学の状況であるとか、それからあと京都大学に關する沿革史料というものが、歴史資料として非常に重要性を持っているものであり、それは単に一大学、一京都大学に關することだけでなく、日本近現代全体の学問史であるとか、文化史であるとか、社会史であるとか、時には政治史であるとか、そういったような非常に幅広い意味を持つものであるから、資料の管理をしっかりと公開に供することは、日本の近現代史研究全体に寄与することである、とい

うふうな議論も中に盛り込んだわけです。更にそれに加えまして、もう一つ私どもが論点と致したのは、近年言われているような情報の公開、それから公の機関に言われている説明責任であるとか、あるいは現在に至ってはどの大学でもやっている点検・評価といった視点というものが、大学には必ず求められるであろう。そのためには、大学がたどってきた歴史というものを正確に記録し、そしてそれを広めていかなければならない。そういう役割を果たすものとしてもこの機関というものは、不可欠なものである、というふうな論理も要望書の中に盛り込んだということがありました。百年史編集委員会からの要望を受けまして、学内の部局長会議の中にそのような機関を設置するためのワーキンググループが置かれ、そのワーキンググループが二〇〇〇年の秋、九月に大学文書館というものが必要なものであるという答申を行ったという経緯をたどっています。

もう一つの方は、「情報公開法への対応」と書きましたが、こちらの方はもうかなり早い段階から、具体的には一九九八年には学内の部局長会議にワーキンググループが置かれ、どのような形で対応していくかということについて議論が重ねられていました。その最終的な答申というものが、「文書の保存規程」というふうなものを作る、そして現用文書、今使われている文書の管理をきっちりやるということと合わせて、非現用の文書の管理も行うというものでした。つまり大学としては現用並びに非現用文書の一貫した管理を行うべきであるというふうな答申を、この情報公開のワーキンググループからも出していただくことが出来ました。こちらの方では、大学公文書館というふう

な名称になっていましたけれども、こういうものの設置の必要性というものが含まれていました。この論点も新しいというわけではないんですけれども、目を引くものではなかったかというふうに考えています。こういうふうなことを受けまして、結局二〇〇〇年の一月一日に学内措置ですけれども、京大に大学文書館というものが設置された、こういう経緯になります。

ひとつ重要なお話として補足しておかなければいけないのは、レジュームにも書きましたけれども、行政文書のファイル管理簿の作成ということです。これに関しては、先程文書管理規程がないと申しましたけれども、要するに京都大学の中でどのような行政文書がこの部署にどれくらいあるかという把握が全く出来ていなかったというのが、私が百年史を編纂している時の実感でありました。それではやはり基本的には情報公開法等への対応が難しいじゃないかということで、総務部総務課の方で行政文書ファイルの作成をされたわけです。

別表の方をちょっとご覧いただきたいと思えますけれども、年表風に京都大学の動きと法令等の動きを添えています(表1)。大きく三段階ほどにこの経緯が分かれるかと思うんですけれども、まず最初に一九九九年の段階では、とにかく全学的に大学の中に行政文書のファイルというものが一体どれくらいあるのかということをまず確認する作業があったというふう聞いています。そしてそれを元に、とにかくファイル管理簿というものを作ってみるというのが一九九九年の段階であったということです。勿論具体的にはその前に総務部総務課の中でサンプリングをして、作っていく上で具体的にどういふ問題点が

表 1 行政文書ファイル管理簿作成の経緯

京 都 大 学 の 動 き	法 令 等 の 動 き
<p>○1999年 5月 事務局総務部総務課において簿冊確認作業を先行実施 (行政文書整理の方法、手順等を検討)</p> <p>○1999年 7月 事務局各部及び各部局に対し行政文書整理に関する説明会を開催</p> <p>○1999年 8月 全学において行政文書整理作業を実施 (既存の行政文書ファイルを「行政文書ファイル管理簿」に登録。小分類等が未確定 だったため、その部分は除いて作成)</p> <p>○1999年11月～ 各部局から提出された「行政文書ファイル管理簿」の内容チェック</p> <p>○2000年 3月 各部局に情報公開法施行令及びガイドラインを通知</p> <p>○2000年 6月 文部省からの送付案をもとに、事務局総務部総務課において「行政文書分類基準表(案)」 を作成 総務課案をもとに、事務局各担当掛において「行政文書分類基準表(案)」の確定作業</p> <p>○2000年 7月 「行政文書分類基準表(案)」確定 各部局に対し行政文書整理に関する説明会を開催</p> <p>○2000年 8、9月 全学において行政文書整理作業を実施</p>	<p>○1999年 5月 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」公 布</p> <p>○2000年 2月 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行 令」決定 各省庁事務連絡会議申合せ「行政文書の管理方針に 関するガイドライン」決定</p> <p>○2000年 6月 文部省より「国立大学等に共通する文書の保存期間」 及び「文書の保存期間に関する人事院規則案」送付</p>

<p>(前年度調査以降に作成した行政文書ファイル及び前年度調査において欠落していた行政文書ファイルを「行政文書ファイル管理簿」に登録。前年度調査時に未確定だった小分類等を記入)</p> <p>○2000年10月 「京都大学文書館要項」制定</p> <p>○2000年11月 「京都大学における行政文書の管理に関する規程」制定 各局局に対し行政文書ファイル管理簿作成に関する説明会を開催 (8、9月に各局局において作成された「行政文書ファイル管理簿」に不備が多数見られたため、再度説明会を開催)</p> <p>○2000年11、12月 全学において「行政文書ファイル管理簿」の修正作業</p> <p>○2001年1月～ 「行政文書ファイル管理簿」の最終確認作業</p> <p>○2001年2月 「京都大学文書館への行政文書等の移管等に関する要項」制定</p> <p>○2001年3月 「行政文書ファイル管理簿」完成</p> <p>○2001年9月 事務局各部に対し事務局非現用文書ファイルの大学文書館への移管に関する説明会を開催</p> <p>○2001年11月 事務局非現用文書ファイルの大学文書館への移動作業を実施</p>	<p>○2001年4月 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」施行</p>
--	--

あるだろうか、という様々な調査、先行的な実施をされたそうだけれども、それを踏まえた上で、事務局の各部と各当局に対して行政文書のファイル管理簿というものをとにかく作ってみるんだということ、作られていった、それがまず第一段階です。

そして二〇〇〇年に入りましてからは、他の機関の動きの中でも例えば情報公開法の施行規則であるとか、行政文書の管理方策についてのガイドラインであるとか、そういったものが始めていく状況を見ながら、京大の中で分類基準表というものを独自に作っていく動きがあったと聞いています。そして各当局は、その総務部総務課が作った分類表に基づいて、更に細かい分類であるとか各文書の保存年限であるとか——ちなみに京大の場合は永年保存という規定は作らずに最高は三〇年、あと一〇年・五年・三年・一年というふうな基準作りをしていったということですけども——、そういった形でそれぞれのファイルごとに何年保存かということを決めていく作業を行っていったのが、大体二〇〇〇年度の段階ではないかと理解しています。

そして二〇〇一年になりましたからは、文書管理規程の施行があります。それにもなっていないが情報公開法に対応して現用と、それから非現用と、つまり保存期間の過ぎた文書というものが確定するわけですから、過ぎたものは大学文書館の方に移管をして、管理はもう大学文書館の方に行く。つまり、それを選別したり廃棄したりする権限は大学文書館の方が持つという体制が完成するということであります。ここに至って京都大学では全行政文書の管理というものが一応完成したということになります。もちろんこの行政文書のファイル管理簿と

いうものは、この段階で作って終わりということではなく、これから毎年毎年当然更新されていくものですが、このファイル管理簿がなければ、私どもの大学文書館というものは全くもって成り立たないものですので、そういう意味では、私どもが自分等の管轄とっておりますけど、その非現用文書をちゃんと管理できるのもこの総務部総務課の働きがあつたことだということになります。

具体的なファイルの管理簿がどういうものになっているかというのを表2に出しています。これは総務部人事課の研修掛というところの書類なんですけど、大分類・中分類・小分類としてファイル名とか、どこが作ったとか、いつの時期の文書が入っているファイルであるとかというふうな書かれています。これを、合計結局全学に一万ファイル分あつたというふう聞いておりますけれども、作り上げていったということです。

私にご縁がありまして、いろんなところで京大の文書館というものが出来た経緯につきまして、今日のような形でお話することがあるんですけども、その時に大体質問が集中しますのが今申し上げたファイル管理簿の作成の経緯でして、「どうやってこういうふうなものを作るのが出来たんですか？」とか、「事務局であるとか各当局の事務のコンサルというものをどうやって得られたのですか？」とかいうふうな質問を受けることがあります。私はその頃は百年史を作っていただけでして、状況は時々聞いておりましたが、具体的な作業に関わっていただけではないので、この行政文書のファイル管理簿の作成というのは、岸本補佐からまた後でお話ししていただいたら

いかと思うんですけども、ひとつにはやはり単純な話として、情報公開法への対応というのをきちんとしてを考えたならば、全行政文書の確認をしないとそれが現用でどれが非現用か分からないというふうな、非常に素直な理由があったと聞いております。

それからもう一つは、大学文書館の構想というのは表1を見ていただければ分かりますように、実際大学文書館が設置されるのは二〇〇〇年の秋、具体的に業務を開始するのは二〇〇一年の春です。それから、行政文書のファイル管理簿を作りだした方が実は早いんですけども、その行政文書のファイル管理簿を作りだした段階で既に水面下では、当時大学文書館とは必ずしも命名はしてませんでしたけれども、そういったものを作るんだということは事務局の中ではかなり検討していたようなところがありました。そうなつてくると、例えば膨大な非現用文書の管理というものを大学文書館というものが一手に引き受けるんだと、例えばファイルを捨てるということはそれなりに勇気のあることでありまして、何を捨てるかということを選択しなくちゃいけませんし、捨てたものは基本的には何を捨てたのかということも記録はとっておかないといけないわけですが、それは考えようによつては非常に煩雑な手続きです。そうではなくて単純に棚に並んでいるファイルの背表紙をパソコンに打ち込んであるだけの方がずっと単純で、その後の非現用文書の面倒は全て大学文書館が見てくれるんだから、だからあなた方はとりあえずパソコンに打ち込んでくれればいいんですよ、という形で総務部総務課の方は各部署の事務とかに、まあ具体的にほんとにそう言ったかどうかは知りませんが、そういうふうな

うな雰囲気の下に作られてきた。だから、さほど全学的な「こんな面倒くさいからかなわん」というような抵抗はほとんど無かったように今聞いてますけど、その辺はまた補足がありましたら後でお話しただきたいと思えます。とにかく、この行政文書のファイル管理簿の作成というものがひとつ大きなポイントとしてあったということです。

さらにもう一つ、レジユメでは名称の変遷というふうにしましたが、大学文書館という名前についても、どういう名前にするかということには実はいろんな問題をはらむものです。この、英文でいいますとアーカイヴズと言われる施設の名称は様々でありまして、日本の約半分強の都道府県にはこういうアーカイヴズという施設が出来ていますが、でも、文書館(もんじょかん)・公文書館・文書館(ぶんじょかん)・歴史資料館とか様々なわけで、この名称というものも実は機関の性格というものをある程度反映しているものがあるのかなあと考えています。ごく簡単に京大における名称の変遷の経緯だけ申しておきます。私どもは、今日ご説明している最初のところ、経緯のところではもう一つまだ前史がありまして、九七年段階で百年史編集委員会が当時の総長に将来構想を提言したことがあります。その時は「京都大学史史料室」という名称でした。これは東大が「東京大学史史料室」です。ですので同じようなものとして作った方がいいんじゃないかということ、あまり考えずに作ったようなアイデアでして、それが先程言いましたが水面下でいろいろと相談をしていく中で、これは岸本さんの方で恐らくおっしゃった言葉だと思えますが、「史料館」という形にした方がいいんじゃないですかと、その方が威勢もいいし、やっぱりひ

廃棄時期	媒体の種別	保存場所	移管後の保存場所		管理担当課・掛	保存期間満了時の措置結果	備考	
			文書館	分館				
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		1	総務部人事課研修掛	文書館での保存希望	永久
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		2	総務部人事課研修掛	文書館での保存希望	永久
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		3	総務部人事課研修掛	文書館での保存希望	永久
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		4	総務部人事課研修掛	文書館での保存希望	永久
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		5	総務部人事課研修掛	文書館での保存希望	永久
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		6	総務部人事課研修掛	文書館での保存希望	永久
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		7	総務部人事課研修掛	文書館での保存希望	永久
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		8	総務部人事課研修掛	文書館での保存希望	永久
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		9	総務部人事課研修掛	文書館での保存希望	永久
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		10	総務部人事課研修掛	文書館での保存希望	永久
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		11	総務部人事課研修掛	文書館での保存希望	永久
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		12	総務部人事課研修掛	文書館での保存希望	永久
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		13	総務部人事課研修掛	文書館での保存希望	永久
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		14	総務部人事課研修掛	文書館での保存希望	永久
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		15	総務部人事課研修掛	文書館での保存希望	永久
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		16	総務部人事課研修掛	文書館での保存希望	永久
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		17	総務部人事課研修掛	文書館での保存希望	永久
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		18	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		19	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		20	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		21	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		22	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		23	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		24	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		25	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		26	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		27	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		28	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		29	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		30	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		31	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		32	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		33	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		34	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		35	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		36	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		37	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		38	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		39	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		40	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		41	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		42	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		43	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		44	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		45	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		46	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		47	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		48	総務部人事課研修掛		

表2 行政文書ファイル管理簿 (部分)

文書分類			ファイル名	(記号)	作成者	作成(取得)時期		保存期間
大分類	中分類	小分類				自	至	
総人	研	2307	職員研修関係	11	総務部人事課研修掛	S 28.04	S 36.03	5年
総人	研	2307	職員研修関係	12	総務部人事課研修掛	S 36.04	S 38.03	5年
総人	研	2307	職員研修関係	13	総務部人事課研修掛	S 38.04	S 39.03	5年
総人	研	2307	職員研修関係	14	総務部人事課研修掛	S 39.04	S 40.03	5年
総人	研	2307	職員研修関係	15	総務部人事課研修掛	S 40.04	S 40.09	5年
総人	研	2307	職員研修関係	16	総務部人事課研修掛	S 40.10	S 41.03	5年
総人	研	2307	職員研修関係	17	総務部人事課研修掛	S 41.04	S 41.07	5年
総人	研	2307	職員研修関係	18	総務部人事課研修掛	S 41.07	S 42.03	5年
総人	研	2307	職員研修関係	19	総務部人事課研修掛	S 42.04	S 42.10	5年
総人	研	2307	職員研修関係	20	総務部人事課研修掛	S 42.11	S 43.03	5年
総人	研	2307	職員研修関係	21	総務部人事課研修掛	S 43.04	S 43.08	5年
総人	研	2307	職員研修関係	22	総務部人事課研修掛	S 43.09	S 44.03	5年
総人	研	2307	職員研修関係	23	総務部人事課研修掛	S 44.04	S 44.08	5年
総人	研	2307	職員研修関係	24	総務部人事課研修掛	S 44.09	S 45.03	5年
総人	研	2307	職員研修関係	25	総務部人事課研修掛	S 45.04	S 45.07	5年
総人	研	2307	職員研修関係	26	総務部人事課研修掛	S 45.08	S 45.09	5年
総人	研	2307	職員研修関係	27	総務部人事課研修掛	S 45.09	S 46.03	5年
総人	研	2501	福祉関係書類	136	総務部人事課研修掛	S 25.04	S 27.03	1年
総人	研	2501	福祉関係資料	137	総務部人事課研修掛	S 26.04	S 28.03	1年
総人	研	2501	福祉関係書類(参考資料)	138	総務部人事課研修掛	S 27.04	S 28.03	1年
総人	研	2501	福祉関係書類	139	総務部人事課研修掛	S 27.02	S 28.03	1年
総人	研	2501	福祉関係書類	140	総務部人事課研修掛	S 28.04	S 28.12	1年
総人	研	2501	福祉関係書類	141	総務部人事課研修掛	S 29.01	S 29.08	1年
総人	研	2501	福祉関係書類	142	総務部人事課研修掛	S 29.09	S 30.04	1年
総人	研	2501	福祉関係書類	143	総務部人事課研修掛	S 30.04	S 30.12	1年
総人	研	2501	福祉関係書類	144	総務部人事課研修掛	S 31.01	S 31.08	1年
総人	研	2501	福祉関係書類	145	総務部人事課研修掛	S 31.09	S 31.12	1年
総人	研	2501	福祉関係書類	146	総務部人事課研修掛	S 32.01	S 32.09	1年
総人	研	2501	福祉関係(レクリエーション)	147	総務部人事課研修掛	S 32.09	S 32.12	1年
総人	研	2501	福祉関係(レクリエーション)	148	総務部人事課研修掛	S 33.01	S 33.08	1年
総人	研	2501	福祉関係(レクリエーション)	149	総務部人事課研修掛	S 33.09	S 34.03	1年
総人	研	2501	福祉関係(レクリエーション)	150	総務部人事課研修掛	S 34.04	S 34.08	1年
総人	研	2501	福祉関係(レクリエーション)	151	総務部人事課研修掛	S 34.09	S 35.03	1年
総人	研	2501	福祉関係(職員レクリエーション)	152	総務部人事課研修掛	S 35.04	S 35.08	1年
総人	研	2501	福祉関係(職員レクリエーション)	153	総務部人事課研修掛	S 35.09	S 36.03	1年
総人	研	2501	福祉関係(職員レクリエーション)	154	総務部人事課研修掛	S 36.04	S 36.08	1年
総人	研	2501	福祉関係(職員レクリエーション)	155	総務部人事課研修掛	S 36.09	S 37.03	1年
総人	研	2501	福祉関係(職員レクリエーション)	156	総務部人事課研修掛	S 37.04	S 37.08	1年
総人	研	2501	福祉関係(職員レクリエーション)	157	総務部人事課研修掛	S 37.09	S 38.03	1年
総人	研	2501	福祉関係(職員レクリエーション)	158	総務部人事課研修掛	S 38.04	S 38.08	1年
総人	研	2501	福祉関係(職員レクリエーション)	159	総務部人事課研修掛	S 38.09	S 39.03	1年
総人	研	2501	福祉関係(職員レクリエーション)	160	総務部人事課研修掛	S 39.04	S 39.08	1年
総人	研	2501	福祉関係(職員レクリエーション)	161	総務部人事課研修掛	S 39.09	S 40.03	1年
総人	研	2501	福祉関係(職員レクリエーション)	162	総務部人事課研修掛	S 40.04	S 40.08	1年
総人	研	2501	職員レクリエーション関係	163	総務部人事課研修掛	S 40.09	S 41.03	1年
総人	研	2501	福祉関係(レクリエーション)	164	総務部人事課研修掛	S 41.04	S 41.08	1年
総人	研	2501	福祉関係書類(職員レクリエーション)	165	総務部人事課研修掛	S 41.09	S 42.03	1年
総人	研	2501	レクリエーション関係書類	166	総務部人事課研修掛	S 42.04	S 42.08	1年

とつの建物をとりましようよということ、**「史料室」**から**「京都大学史料館」**に、案が変わったということ覚えています。私もいろいろと設置にあたっての要請書の原案等を作りましたけれども、その時は**「史料館」**、あの歴史の**「史」**ということで作っていたような覚えがあります。それが大きく転換したのは、やはり行政文書というものを中心に据えていくということがこれからは重要なんじゃないかということ、**「文書館（ぶんしょかん）」**、**「京都大学文書館（ぶんしょかん）」**というふうに名前が変わったわけでありました。これまた**「文書館（もんじょかん）」**と読ませてしまいますと、まるで古文書のみを扱うようなところであるという印象を与えてしまうということもあって、**「京都大学文書館（ぶんしょかん）」**、そして更にそれが大学に関する資料なのである、文書なのであるというふうなことを強調するために、**「大学」という文字が重なりますけども「京都大学文書館」という名称に最終的には落ち着いたという経緯があります。**アーカイヴズという施設に対する訳語というものがきつちりとはまだ固まっていないという状況がありますけども、かつての私どもの命名した経緯というのはそういうところにあるということはひとつ補足しておきたいことです。

二、現状

1 組織

次に現状の方に話を移しますと、まず組織というところですが、これは規則類の中で最初にあります**「京都大学文書館要項」**のところにも若干の説明がしてあることです。この要項というのは根本的な規則でありまして、最初に**「京都大学文書館の目的として「京都大学の歴史に係る各種の資料の収集、整理、保存云々」というふうにあります。その第三、それから第五というところで組織の規定をしております。運営協議会というものが、「管理運営に関する重要事項を審議するため」ということで置かれまして、総長が指名する副学長・若干名の部長・附属図書館長・大学文書館長・大学文書館教授・事務局長で組織されています。**基本的には年度の基本的方針であるとか、前年度の事業の報告であるとか、あるいは人事の選考であるとか、そういったことを行う場として**「運営協議会」**は機能しています。そして、館長一名、兼任というところで現在きていただいています。それから教員としては、現在は文学部の**「日本史学講座の教授、近世史のご専門の方で、兼任の教授が一名。それから助教が一名、これは私です。それから助手が二名。ひとりには教育学部出身の助手です。もうひとりには法学部出身の助手ということ、専任が今合計三名ということ。」**それから、いわゆる事務補佐ですね、それから大学院生のODのような方たち、合わせて非常勤職員が六名と、この体制で現在仕事をしているところで、そして、事務は総務部総務課がこれまでのいきさつもあります。

で、面倒を見てくれているということですが、ほとんど一体化しているというのが正直なところでして、私などもよく「総務部総務課助教である」と自称しておりますけれども、学内の中では異例なほど教員の組織と事務の組織とがくっついていて、そういうところです。

2 施設

それから施設ですけれども、現在京都大学におきましては、百周年の記念の関係もありまして、時計台の改修工事が今まさに始まろうとしているところです。それが完成するのが二〇〇三年の一月頃であるというふうに聞いております、完成した暁には大学文書館の中核の機能、すなわち教員の研究の部屋でありますとか、事務の部屋、それからまた後で申しますが展示をする部屋ですね、それから閲覧利用に供する部屋、書庫といったような中枢的な機能がその時計台記念館の中に入る予定になっています。今申しましたように、二〇〇三年の暮れ、一月頃が完成の予定ですので、二〇〇四年四月に本格開館ということを考えています。それまでは百年史編集史料室がありました附属図書館四階の二部屋を借りたままにしまして、閲覧とか展示とかそういったことは原則としてはその期間は行わないということを考えています。

それから、こういった組織、施設を考える場合、重要になるのは収納のスペースでして、これははっきり言って多ければ多いほどありがたいわけですが、まあ幸い現在のところ書庫という形で、構内の南の端の方に、一九二五年に出来ました、会議であるとか研修会であると

かそういったことを行う施設だった楽友会館という建物の一階部分を全て大学文書館が使うことにしたのと、その横にあります鉄筋四階建ての小さな建物ですけれども、旧職員会館という宿泊施設ですね、それを一応書庫として確保することが出来ました。合計の面積が二六〇〇平方メートルということで、大学関係者の方にお話ししますと、「おー、すごい、京大さんは全然違う」なんていうふうに言われますが、自治体の文書館と比べますと実は小さい書庫です。で、そこにはもう既に木製の、——というのは書架もいろいろございまして、スチールが普通なんですけれども、それは湿気の関係などで文書によろしくないということもあって、事務局の方にだいぶ努力をしていただいて——、書架を入れたりとか空調の設備を整えたりとかして、現在作業環境の整備をいろいろと行っているところでございます。それで、今申しましたように、この二つの建物というのはもととが書庫として作られた建物ではもちろんありませんので、例えば床の強度とか、耐震性とか、防犯とか、防火とか、いろいろそういうハード面というのがはなはだ実は心許ないところがあります。そちらの方の整備というものから緊急の課題であろうと思います。例えばこの職員会館は宿泊施設と申しましたけれども、シングルルームがたくさんあります、それぞれの部屋に各部局の資料が置いていいじゃないかなんて思いますけれども、各部屋バス・トイレ付ですのぞかなか簡単な工事でとはれないんですね。だから文書を見たあとシャワーを浴びて体をきれいにするにはちょうどいいのかななんて思っておりますけれども(笑)、まあ理想を言えば本当は新しい建物だと資料のためには

一番いいわけです。その辺のことが問題になるかなと思っっています。

それからもう一つ、「分館」というふうなレジュメに書きましたが、これも実は事務局の発想のひとつのミスです。そしてこれは、「京都大学大学文書館要項」の第四ですね、第四項のところは「大学文書館に分館を置くことができる」とあります。これだけでは実は何のこともかさっぱり分かりません。これは、一言で言いますと、先程申しましたように非現用、保存期間が満了した文書というのは基本的に延長の希望が無い限りは、自動的に大学文書館に移管される、大学文書館の管理のもとに置くことになっています。ただ、満了した文書に関しまして、ものによっては各作成部局で置いておきたいというものが出てくる可能性が絶無とは言えないわけです。そういったものは、管理は大学文書館がする立場ですけれども、物理的には各部局の書庫の中にそのまま置いていただいで結構である、例えば棚をひとつ作ってそこは分館ということにして、管理の権限は大学文書館にあるわけですが、物としては各部局の倉庫にそのまま置いておくという形をとったというのがひとつのミスになるわけです。こうしますと、各部局にとってみれば非現用になっても使うものをいちいち遠い文書館の書庫まで取りに行く手間も省けるし、こちらの方としても一定程度の省スペースになるということで一石二鳥の策なわけで、それを採用しました。

先程ちよつと説明は飛ばしましたが、表2の中で、移管後の保存場所というのが右の方にあるかと思えます。そこに、文書館と分館というふうな枠を作っております。ただ、これをご覧になったら分かりますように、たまたまということもありますが、この頁は全部文書館と

いうことになっていきます。先程これは部局に対して円滑にこの企画を通すひとつのミスであると申しましたが、本音を言いますと、これをあまりフルに活用されると、我々としてはあまり喜ばしくない。つまり、行政的な利用と歴史的な価値というのはどれぐらい比例するかは何とも言えませんけれども、多くが分館の管理ということになりますと、大学文書館の書庫の中にはいわゆる重要な面白い文書が一切入ってこないということにもなりかねないので、大学文書館としては書庫の方に搬入してくださいということとをそれとなく呼びかけるといふ形を取っています。その際には、大学文書館の方が各部局から移管されました文書をきっちりとした形で管理をするということが、当然前提条件になるわけです。具体的に言いますと、例えば作成した各部局から閲覧の希望があった時には、即座にそれに対応してどこにあるか、そして目録はどうなっているかということを出せるような形にして、そういう形で、各資料を移管してくれた部局との信頼関係を築けるような形にこちらが仕事をおこなないと、「大学文書館の書庫にどうぞ預けてください」と言えないということがありますので、現在我々は具体的にはこの信頼関係を築くべく、書庫の配架の作業であるとか、移管された行政文書の目録の作成の作業に取り組んでいるのが現状です。

3 業務

①資料の収集・整理・保存・閲覧

それから三番目の業務というところですけれども、大きく分けまし

て三つ設定しました。①資料の収集・整理・保存・閲覧、②調査研究活動、③広報教育活動と、一応この三つに大きく枝分かれできると理解をしています。

文書館ということですので、この資料の収集・整理・保存・閲覧ということとは、当然行わなければならない最重要ともいえるような業務です。一口に資料云々と申しますが、実はどういう資料を対象とすることかということがアーカイヴズでは大きな問題となつてきます。この辺の問題は既に今これまでお話ししたところで、ある程度語っているわけですが、まず第一に我々が対象とする資料は、保存期間の満了した学内の行政文書ということになります。「京都大学における行政文書の管理に関する規程」第九条に「保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間とする。）が満了した行政文書は、京都大学大学文書館へ移管するものとする。」ということ、先程申し述べていますように、保存期間が満了した文書は大学文書館の管理になるということです。我々が京都大学大学文書館のことをよそで紹介する場合には、「本格的な大学アーカイヴズとしては日本で初めてだと思われる」というようなことをよく実は申し上げるわけです。とりよによっては非常に不遜な言葉なわけですが、これまで「University Archives」と英文で名乗っている機関というのは、私立を含めますと決して少なくはないわけですが、学内の行政文書をシステムの受け入れる、そして受け入れた文書に関してはその管理の権限は文書館が握る、これが実はアーカイヴズというもののひとつ大きな根本的な役割であろうと理解していますので、この「行政文書の管理に関する規

程」の第九条をもって我々は「本格的な大学アーカイヴズ」であると言っても、お許しただけのものではないかと理解をしているわけです。それから二番目の重要な対象とする資料というのが、学内印刷物です。大学は行政的な意味で、あるいは広報的な意味で様々な印刷物を日々出しているわけですが、これを重要な柱として大学文書館では位置づけました。具体的には、「京都大学大学文書館への行政文書等の移管等に関する要項」という規則の第三「京都大学において次の各号に掲げる印刷物を作成した時は、作成者は、一部を大学文書館に送付するものとする。」ということ、(1)～(9)まで沿革史類をはじめとして規程集・広報紙・職員録・修学資料・広報刊行物等々大学が日々、これは全部数を合わせますと膨大な数になることが容易に想像できるわけですが、こういった学内印刷物を積極的に収集していくということを大きな柱として位置づけています。これは最後に申しますが、大学におけるアーカイヴズは一体何をするとおこなうかということと大変重要に関わってくる問題でして、この学内印刷物というのは大学が公的に自らの意思を表示しているものですので、大学の営みを記録するアーカイヴズとしては、行政文書と並んで非常に貴重な資料となり得るものです。実はこれのシステムティックな受け入れというものがまだ本格的には出来ていないというのが現状ですが、先程申しました書庫のスペースの中でその一角を設けましたので、来年度からは各部署に本格的に呼びかけて、きちんとした形でこの整理がはかれるように努めていきたいと思っています。

それから三つ目が個人資料です。これは百年史で収集しましたよう

な個人資料、例えば初代の総長の関係書類・書簡などがひとつの目玉になっており、あるいは京大の教養部の前身といわれております旧制の第三高等学校の関係資料であるとかそういったような、我々歴史を研究している人間が非常に興味を持つようなものから始まりまして、例えば大学紛争のビラの類でありますとか、ああいうのを積極的に集められている方もいらつしやつて、もう恐らく一万点くらいの件数が我々のところには集まってまいりました。それから写真類ですね、写真集を百周年で作りましたけれども、文字資料からでは分からない大学の姿というものがいろいろ分かってきます。それから、まだあまりありませんけれども、例えば学生生活を示すような学生服であるとか、なにかサークル活動の時に使ったものであるとか、あるいは教科書であるとか、そういった実物資料ですね。そういったものも含めた、京都大学に関する個人、あるいは団体から寄贈・寄託していただく資料、こういったものも柱として考えています。もちろんこれも非常に重要な位置づけをなすものでありまして、後でちよつと説明したいと思います。こういった資料を収集し、先程申しました例えば配架ですとか目録の作成ですとかそういったような整理、そして適切な形で保存、そして閲覧を含めた公開ということが一番最初の業務としてかかって来るであろうと考えています。

② 調査研究活動

それから、二番目に調査研究活動があげられます。アーカイヴズの役割として調査研究というものの位置づけをどうするのかということ

は、実は小さな問題ではないと思っておりますけれども、大学というものがそもそも研究教育というものを掲げた機関でありますし、専任の教員というものが、しかも複数存在する機関でありますので、やはり大学のアーカイヴズとしては調査研究についての活動というものを積極的に展開するべきであろうと個人的にも思っています。具体的には教官個人の研究以外に文書館としての研究会というものも立ち上げるというふうに、既に始めています。これは一応大きく分けて二本立てということを考えています。

ひとつは百年史の流れを汲んで京都大学あるいは高等教育の歴史というものに関する研究会を立ち上げています。具体的には、テーマはいろいろ絞りようはあると思つたわけですが、戦時下の京都大学の実態的な調査研究というプロジェクトを昨年度から始めたところです。これは東京大学史料室が数年前に『東京大学の学徒動員・学徒出陣』という大部な本を出しまして、そのの全くもって二番煎じでお恥ずかしい次第なんですけれども、例えば戦争中の学徒動員に何人動員されたのか、どこに行つたのか、学徒出陣の時には何人出陣されたとか、あるいは結局戦争で何人学生が亡くなったとか、そういったところの調査というのは全く出来てないというのが、大部分の大学の現状じゃないかと思えます。もう戦後だいたい経ちますので、今やっておかなければならぬだろうということでこのプロジェクトをひとつ立ち上げました。こういったことを三年程の計画でやることを考えているわけです。このようにいわゆる大学の歴史、高等教育の歴史に関する分野というのが一本。

それからもう一つは、アーカイヴズというのは一体何かということも理論的にも実践的にも考えていかなければいけないだろうという研究会ですね。最近、記録史料学、“Archival Science”というんでしょうか、あるいは文書館学とか、そういったアーカイヴズに関する学問というものも提唱されつつあるわけで、そういった形の研究会というものも二つ目の柱として立てています。それで、とりあえず今年度は「国立大学のアーカイヴズ―理念と実態―」というテーマで、主要な国立大学で大学史史料室であるとかあるいは年史編纂をやっている方をお招きして研究発表や討論を行い、成果を発表するといった研究会を考えています。こういったものを踏まえて、その研究成果を公開していく。具体的には今年の秋には研究紀要を出すことも考えていますけれども、そういったことも調査研究活動の業務として我々はしななければならぬだろうと思っています。

③ 広報教育活動

それから広報教育活動というのも重要な柱であろうと思います。広報誌『大学文書館だより』は、年二回作っていく予定ですし、それからホームページも、まだあまりお見せするようなものでもありませんけれども、立ち上げました。それで、特にホームページというものはもちろん最新の大学文書館の動きというものを広くお知らせするだけではなくて、そう遠くない将来、我々が所蔵している資料・文書の目録、あるいは写真・データベースといったものの公開ということもこの場を通じて行っていく必要があるだろうと考えています。それから

先程展示室が設けられるという話をちらっと申しましたけれども、この展示ですね。展示というものも例えば博物館等では、これはもう学問、学術的成果の一部として位置づけられるわけでして、広報教育活動の中に入れたら叱られてしまうかもしれませんけど、とにかくこういう形で京都大学の歴史といったもの、あるいは文書館・アーカイヴズとは何であるかといった形での展示を行う。ただ、イメージと致しましては、時計台記念館に出来るということもありますので、学外からたくさんのお客さんが日々大学にはいらつしゃいますし、時計台記念館の中には国際会議場が出来るというふうに聞いておりますので、様々な研究分野の方たちが、もちろんその中には外国の方も含むわけですけど、その建物にいらつしゃるといことが予想されます。あるいは、京都大学は街の中にあつて交通の便も悪くないので、高校生などが修学旅行の途中でちょっと立ち寄りたりということがままあるんです。そういった人たちが入ってくるということも想定されます。もちろん総合博物館はあるわけですけども、それはそれで構成員の学術成果を展示する場所ですので、文書館と致しましては、やはり大学に来られる方たちに京都大学というのはそもそもどういところ、どういう大学なのか、どういう歴史を持っているところなのかということをお見せする、そういう趣旨の展示というものをやはり作っていく必要があると考えています。

それから講義というふうに申しましたが、こちらでも確かやつていらつしゃるんでしたかね、自校史教育というものを。最近ようやく自らの大学の歴史についての学生向けの講義というものをあちこちの大

学で始めるようになってきました。京都大学ではまだ、私が個人的に他部局の先生と一緒にペアとなって試験的に半年くらいからという形で授業をやったりしておりますけれど、それもいずれは文書館としてやはりやっていく必要があるのではないか、その歴史を講義する上で最も基礎的な材料である資料類を我々が一番たくさん持っているわけですので、それを素材にした教育のひとつの核として文書館があってもいいのではないかと考えています。

それから更に、これはほんとに今のところは夢物語ですけども、例えば広島大学でもアーカイヴズが今後出来るという可能性が当然考えられるわけですし、全国の多くの大学でこういった機関が出来るかもしれない。あるいは自治体などにも資料の保存機関というものもともとと出来ていくかもしれない。そうすると、そこで働く人たちの養成ということは非常に大きな問題になってくるわけです。アーカイヴズで働く人はアーキヴィストというわけですが、現在日本では適当な訳語がない、例えば図書館で言ったら司書ですとか、博物館で言ったら学芸員というふうになるわけですけど、適当な訳語がないという状況を見れば分かりますように、資格としてまだ社会的な認知を得ていない部分があるわけですね。それと実は養成する場がないというのがセットの問題になるんですけれども、そういった養成というものも、もしかしたらこの大学のアーカイヴズというものがあるいは担うべき責任を持っているのかもしれない。その辺も今後の課題として考えていきたいです。

三、今後の課題

1 実践的課題

長々と話してきましたが、最後に今後の課題ということでいろいろと思いつくまま、また少しお話を付け加えさせていたきたいと思えます。課題ということでは、実践的な課題、それから理念的な課題というふうにとりあえず二つ並べていますが、実践的な課題ということでは、はっきり申し上げまして私どもはまだ始まったばかりでして、全てのことが実践的な課題だと言っても言い過ぎではありません。

例えば非常に具体的な話になりますと、移管されたファイルというものはどういった形で配架・整理するのが一番いいのかといった問題ですとか、そういったことも立派な研究というか調査テーマになり得るわけです。あるいは、こういったことを言いますと一所懸命資料を集めているところから贅沢だとお叱りを受けるかもしれませんが、集まった資料を、書庫のスペースに限りがありますので、選別して廃棄をしなければならぬということがある。これはもう自治体の文書館・アーカイヴズでは日常業務としてやっていて、しかもその何を捨てるべきかというきちんとした基準がどうもまだいろんな方にお伺いしても確立していない。これは日本だけの問題ではないみたいですけども。例えば、評議会の議事録は絶対必要だろうことは容易に想像がつくわけですけど、皆さん方の日々の出勤簿なんてのはたぶんいらないんじゃないかなんていうふうに、普通の感覚では思うわけですね。じゃあこれは文書館の書庫がいっぱいになったら捨てたらいいんじゃない

ないかなあ、なんて思ったりするわけですが、ある研究者は、大正時代のある役所の出勤簿を調べられて、つまりその農村の兼業農家の職員の出勤率を調べることによって社会の状態が分かるだろうと、だから出勤簿は捨てちゃいけないんだというふうにおっしゃった。しかし、そうしたら現実の問題としては何も捨てられないということになってしまつて、たちまち書庫はパンクしてしまうという問題があるわけですね。今のは半分余談ではありませんけれども、我々も選別・廃棄の基準というものは早晩考えなければいけない、実はそういう状況に立ち至っているわけです。

あるいは資料の適切な管理、先程ハード面の整備がまだこれからだというふうに応じましたけれども、例えば室温・湿度なども諸説紛々あるようですし、虫を防ぐにはどうしたらいいんだとか、黴が生えてしまつたけどどうしようとか、ぼろぼろになつた資料はどうやって修復するんだとか、よく目に見える問題もありますし、最近この手の話で急浮上しているのは文書の電子化の問題です。自治体などでは電子決済ということがかなり進んできていて、確定申告なんかもうそういうふうになつたと聞いておりますけれども、そうなつてくると文書が後には残らなくなつてしまう危険性はなほ強いわけですね。あるいはファイルの中に入つていても、そのハードがどんどん変わつていつてしまうと、あるのを見ることが出来ない文書というものがどんどん出てくる可能性がある。これに関しましては、全国の、あるいは世界中の同業の方たちは危機感を募らせているわけですから、どうもまだこれといった解決策が見つかつていない。結局、全部電子文

書で作つても、一部紙で作つておいてもらうということしかない。じゃあ何のための電子文書かということになつてしましますが、それしか今のところ有効な解決策はないような状況らしいんです。そういう実践的な問題等もあるかなと思います。

それから資料の公開というふうに一言で先程申しましたけれども、個人情報などをどうするのか、これも実は移管する各当局との信頼関係の問題があるんです。図書館に資料を移管してくれと言う場合に、各文書を作成した部署が一番心配するのは、どんどん公開されてしまふじゃないか、歴史家つていうのはとにかくみんなにオープンにして、やれ民主主義だなんていうことの建前の下になんでもかんでもオープンにするのが彼らの習性だから、見られては困るものもどんどんやっちゃうんじゃないかという危惧があるんですね。これは非常にデリケートな問題だと思います。大学の場合は自治体と違ひましてそれほど深刻な個人資料というものは、絶対数も質もちよつと違ふと思うんですけども、学籍簿関連であるとか、人事記録であるとか、あるいは試験の関係の資料であるとか、そういったものの扱いというものはどうやって考えていくのかということ、大学のアーカイヴズ独自の問題として今後の課題に挙げられるであろうと思つています。

今のはほんの二・三の例ですけども、実践的な課題というのは数限りなくあるというのが現状でして、それを試行錯誤しながらこれから業務を進めていくのが実態です。ですから、私と致しましてはとりあえず図書館というものが出来ましたので、今こんなことをやっていきます、こうやったらうまくいきました、逆にこうしたらうまくいきませ

んでしたということは、率直にこういう広報誌であるとかホームページであるとかいったところで情報を流して、皆さん方からいろいろなアドバイスをいただくとかご批判を受けたいというふうに思っています。

2 理念的課題

それからもう一つ、理念的課題と挙げましたが、大学アーカイヴズ自体が、日本では先程来申しておりますように本格的なものとはたぶん京大が初めてだろうと思うんですけども、歴史が浅い。それからアーカイヴズそのものも、日本では自治体の文書館なども一九六〇年代になって初めて出来たということもありますので、一体これは何をやる場所なのかということ、どうも実は混乱しているようです。最近私も関係の本を読むようになってきて、理念というのは、時には空論になってしまうわけですけども、やはり実際の作業を行っていく上での非常に根本的な考え方、一番大事なものじゃないかと思えますので、ひとつの問題提起ということで、そこに書いてありますような短い文章を作ってみましたという事です。「現在に至る大学の機関としての営みを表す記録を適切に管理することで、大学内外の研究・教育および大学の管理運営に寄与し、そのことを通じて社会に貢献すること」、まあ一応こんなふうに書いてみました。

簡単にちよつと説明させていただきたいと思いますが、この「大学の機関としての営み」というところが私個人としてはひとつミソだと思っと思っています。そもそもアーカイヴズというところは、もちろんいろんな組織に属している場合があるわけです。国に属しているのが国立

公文書館であるし、自治体であれば文書館であるし、もちろん民間でも特定の企業、〇〇株式会社のアーカイヴズというのも当然あり得るわけです。それから、宗教団体でも当然あり得るわけです。もちろん、大学を始めとした学校でもあり得る。理論的にはいろんな組織・団体にこういうアーカイヴズというものは存在する可能性があるわけで、それがそれぞれの自らの記録というものを保存し、利用に供していく場だということは、考えてみれば自明といえば自明なわけです。従って「機関としての」というのは、改めて言うまでもないわけですが、ただこの問題は大学アーカイヴズが何を資料として対象とするのかということと密接に関わりますので、一応これは強調しておく必要があると思うわけです。

具体的には、話は自治体のアーカイヴズの方に逸れてしましますが、自治体のアーカイヴズというのはもともとの発端が日本中にたくさんありました近世史料、江戸時代の史料というものをどうやって保存するかという運動の中から立ち上がった経緯もありまして、現在の自治体のアーカイヴズでは、地域史料という名称が付いております近世史料、江戸時代の史料を中心とした古文書類がまずひとつの柱としてある。そして、もう一つはその自治体なら自治体の行政文書の管理をどうするかということで、二本柱になっているのが実態であるようにです。それで、現在のこういう、特に情報公開であるとか説明責任であるとかの流れの中で、それぞれの自治体のアーカイヴズというものは、どうも自らのアイデンティティーというものを再確認しなければいけない、細かいところは省きますけれども、そういう状況に陥っ

ているような、立ち至っているようなところもあるようです。そこで、そういうことも踏まえて、京大の大学図書館にいる私が問題提起として「機関としての」ということをひとつ強調したわけです。

大学というものは自治体に比べますと非常に枠組みの付けやすい、つまり原則的には近代、明治になって近代の学校制度が始まってからの資料を時期的には集めれば、近世に遡る学校も若干あるわけですが、それでも、学校制度が成立してからの資料を集めればよい。それから、内容としては大学が機関として定めたいろんな規則類であるとか、政策決定の過程であるとか、あるいは行った調査研究であるとか、そういったものが載っている資料というものをやはり中心に集めるべきであろう。それが行政文書であり、学内印刷物である、そういうことになるわけですね。だからといってもちろん、個人資料というものを全く無視していいかというのではなく、個人資料も例えば学生のノート一枚からでも当時大学が機関として行った講義のあり方というものが見えてくるということは当然あるわけですね。一枚の写真からでも、例えばクラブ活動の一枚の写真からでも、クラブ活動は大学が機関として行っているとか解釈できると私は思いますけれども、そういった活動が分かるということもあります。そういう意味もあつて個人資料というものももちろん蔑ろにするべきではない。ただ、順番として並べられる場合には、先程来申しておりますような行政文書―学内印刷物―個人資料というふうな形の三つの領域として考えられるのではないかなと思っています。

なぜこういうことを強調するかと申しますと、ひとつは私の非常に

個人的な経験ということにもなるわけですが、京都大学にアーカイヴズが出来ましたということを説明致しますと、「じゃあ学術成果の公開もしていただけるんですね」っていうふうなことをおっしゃる方が何人かいらつしゃるんですね。この学術成果の公開というのは、はたと考えてしまふんですね。おっしゃる方が何を思つて公開とおっしゃつてるのか今ひとつ分からないんですけど、どうもそういう印象を持たれることがままあるわけです。ところが、京都大学には何人研究者がいるのか院生まで含めますとものすごくたくさんの方がいるわけで、一人一人の方たちの研究成果をもし追おうと思つたら、とても正直申しまして際限もなくなつてしまふし、それは果たして大挙アーカイヴズの役割なんだろうかというふうに思うわけです。それはあくまでも個人としての営みでありますので、そこはやはりひとつ、理念の上では区分しておく必要があるのではないだろうか。ただ実態の上では、例えば「湯川秀樹の資料をもらつてもらえませんか」と言われますと、「いりません」とは絶対言わないわけですし、「はい。ありがたく頂戴します」と言うんですけども、理念と致しましてはそこはひとつ区別しておく必要があるんじゃないかなあというふうな個人的には考えています。ただ、学位論文ということになるとちよつと話は別でありまして、あれは京都大学が、機関として出した学位というものを表すものですので、集めるということに関しては理論的には別におかしいことではなんじゃないかと思ひます。実は私は、非常に乏しい経験ではあつたんですけども、二年ほど前、一週間ほどだけアメリカに行かせていただいたことがありまして、ハーバードとプ

リンストンの大学アーカイヴズをちょっと見学させてもらいました。大変勉強になったんですけども、集めている資料の中に当然のように学位論文というものがあつたんですね。大学の行政文書とか、いわゆる個人資料以外に、学位論文というのがあつた。プリンストンでは確か卒業論文まで集めていたんじゃないかなあと思います。それで、もう増えちゃってどうしようもないんだというふうなことを、まあ当然だと思っただけでも言っていた。私はその時には、日本の大学では学位論文は図書館がむしろ当たり前のようになっていましたので、どうしてなのかよく理解できなかったんですけども、「機関としての営み」を残して保存して管理するのがアーカイヴズだというふうに考えれば、納得できない話ではないなあというふうに改めて今思い返している次第です。

同時にこの「機関としての営み」というひとつの枠組みは、他の類似施設との関係を説明する上でも実は大変便利なものであります。一〇年・二〇年くらい前に、「文化施設として図書館と博物館と文書館というものがあるんだ」と、それで、「その三つというものを例えば地域なら地域、あるいは学校なら学校で備えておくのが世界の常識なのである」というふうな議論が、もちろん今もありますけども、非常に広まったことがあります。その時にひとつ根拠として言われた議論は、「本は図書館、実物資料は博物館、一点ものの文書は文書館」というふうな説明がされていたようです。私はその頃はアーカイヴズに関心が無かつたものだから、あまり詳しくは分からないですけども、振り返って読んでみるとそうであつたということです。ちょっと

この方法、この説明の仕方はよろしくない部分があります。というのは、現実問題として、図書館でも一点ものの資料というのはたくさん集めているわけですし、実際図書館法を紐解いてみますと、「図書館というものは図書とその他の資料を集めるところ、集めて整理・保存しておくところ」とありまして、ちゃんと資料も集めてよいとなつてるんですね。あるいは博物館にも、実物資料だけではない、いろんな資料が当然入っている。逆に文書館には、本もあれば物もあつたりする。どうもそれでは説明が付かないんですね。そういう形態から議論するのではなくて、今申しましたような理念が、もともと違うんだと。博物館というものはそこの学術成果、大学博物館なら大学構成員の学術成果、図書館であるならば一般の著作物であるとかそういうふうなもの、そして文書館は機関としての歴史に関するものを管理する場所であると定義付けをしておく、割ときれいにこの三つの機関の関係というものが説明できるんじゃないのかな、なんて思っているところです。ただ、京大の場合は幸いと申しますか、総合博物館、附属図書館、そして我々と今の文化施設の三つが揃つたということもありますが、現実の問題としては、お互いにはつきり縄張りを張り合つてですね、ここからはおたく、ここからは私らつていうふうには必ずしもならない。重なり合う領域ですかね、部分ですかね、よく事務の人たちとも話をしてますけれども、そんな形で緩やかな協調体制をとっていきながら、実際の運用は行っていかなければいけないだろうと思つているのは事実です。

そのような「機関としての営み」というものをアーカイヴズという

ものがきちんと保存していく、そして利用していくというのが、中心としてあるんじゃないかなと思っています。そうした上で、大学内外の研究教育、そして管理運営に寄与していく。内外の研究教育というのは、先程来申しておりますような意義ですね、最初、百年史の段階から考えていたような、一京都大学だけではなく、もちろん広島大学でも同じだろうとおもいますけど、その学校の歴史というものは日本全体の、あるいは日本という枠組みに限られないかもしれないけれども、歴史研究、社会研究、学問史の研究といったものに寄与していくんだということがまずひとつ重要なことであろうと思います。大学文書館が近現代史研究の重要な発信源、情報発信源となることを目指しているわけです。

それから大学の管理運営ということですけども、これもひとつの大きな目的であろうと考えるわけです。我々は行政文書を中心とした大学の歴史資料の一元的な管理を行うわけですけれども、それは単にそれによってスペースとか、あるいは文章を管理する人員とかそういったものを効率化、節約するということだけでないはずですよ。九州大学の史料室ニュースの中に小池先生もお書きになっていらつしやいますけれども（小池聖一「独立行政法人下の大学公文書館」『九州大学大
学史料室ニュース』一七、二〇〇一年）、大学が政策立案をしていく上でいろんな調査をしていく、その中できちんとした形で文書管理が出来ていけば、様々な面で、例えば調査の時の手間も大いに省けるといったような形で、非常に役に立つはずであるし、大学の中では合意形成にかかる手間というものが軽減されるはずであるというご議論が

ありました。そして更に将来的には、そういった大学アーカイヴズというのは大学のシンクタンク的な役割を果たしていくこともあり得るんじゃないかということを書いておられたと思います。大学のご承知のような状況で、大学というものが個性化しろと、あるいは存在理由というものをちゃんと説明しろと求められている現在にありましては、この大学がたどった歴史を正確に認識するということは不可欠なことです。それから自己、あるいは第三者による点検・評価といったことの土台も同時にこのアーカイヴズというのは提供する場になるはずですよ。従いまして、そういった意味も込めますと、大学の管理運営といった側面においても大学アーカイヴズというのは不可欠な機関になるはずですよ。

東大の百年史編集室の委員長をかつてやっておられまして、現在でも大学アーカイヴズの必要性を説いていらつしやいます寺崎昌男先生が最近京都大学の大学文書館について非常に丁寧なご紹介を下さった論文があります（寺崎昌男「私の大学アーカイブス論」『紫紺の歷程 大学史紀要』第五号、二〇〇一年）。その中で述べてらつしやる一文だけちょっと紹介しておきたいと思えます。「日本でこれまで筆者その他の大学関係者が唱えてきた大学アーカイブス論は、沿革史編纂作業の始末論という趣を持っていた」というふうには、以前の大学アーカイヴズ論を振り返っていらつしやるわけですね。これは東京大学、あるいは他大学で年史編纂の後にそれがそのまま史料室というふうに移行した状況を指しておつしやっているわけですね。それに続きまして、「だが、現在および将来のアーカイブス論は、とりもなおさず大

学改革論であり、また個別大学がサバイバルを越えて大学らしく発展するための提案である」という形で大学アーカイヴズ論というものを改めて広く位置づけなおしておられるわけです。私なんかもこの話に触発されている者のひとりですけれども、歴史研究はもちろん、それにプラスした形での管理運営への寄与ということを、アーカイヴズの意義としては大いに強調してもいいのではないのかなあ、というか我々自身がそれを目指していかなければいけないんじゃないのかなあというふうな思っているところです。

で、理念の最後の「そのことを通じて社会に貢献すること」、こう言っただけじゃありませんけれど、これを入れておかないと非常に閉ざされた理念になってしまつて恰好が付かないので入れた、ちょっと付けたらみたくところもあるわけですけども、もちろん我々は協力して社会に貢献していくのであるという宣言と申し上げたいと思っています。

おわりに

京都大学大学図書館に関する概略を述べながら、大学におけるアーカイヴズの役割というものの現段階での私見というものも合わせて話させていただきました。とりあえず私からは以上です。

(にしやま しん・京都大学大学図書館助教授)

第二部

京都大学大学図書館設置の舞台裏

岸本佳典

京都大学の総務部総務課の岸本と申します。「先生」と言われるともう座ってられなくなりますので（笑）。大体です、日頃よくいいますのは、「裏の世界」ですとか「闇の世界」に住んでおりますので（笑）、こういった晴れやかなところに出てきますと、ほんとに気恥ずかしく上がってしまってますね、実は大の苦手です、「見えない世界」でうごめいていろんなものを動かすというのを最も得意な技として持っているんですね（笑）。もしご質問いただけるのであれば、そういうところをお聞きいただけると、まあいいかなというふうな思っております。

先ほど、京都大学の大学図書館が出来る前のいろいろの経緯を、西山助教授の方からお話いただきました。その時々には私は当時から法規担当者として関わっておりました。その時の印象を簡単に申し上げて、恐らくどこの大学さんも同じ印象を持たれてるんじゃないかなというふうな部分があるかと思しますので、それをちょっとご紹介させていただきます。と思うんです。

一番最初は一九九七年に京都大学の百年史編集委員会の方から、編集終了後のその組織をどうするかという形で、先ほどの寺崎先生の論文でも後始末の話が出ておりましたけれども、「京都大学史史料室」

設置の提言が上がってまいりましたものを受け取った当時の担当係長として印象を申し上げますと、やっぱり組織といえますものが循環するものでなければどうしても作ろうという気が起らないというのは確かなんです。循環といいますのは、例えば史料室といった場合に、雨だれが落ちてくるものをただ溜めておくだけの印象のもの、というのがまずひとつ。もうひとつが、要求されたポストが助手一であったというもの。この二つの理由で全く魅力の無い組織であろうということとで、当時の担当者であった私からすれば全く食指が動かなかったものなんです。そういった組織が最後どうなるかっていうのは、いくつもの例を見ておりますものですから、そういったものが説得力のある組織にはなり得ない。で、そういったところに付かれる先生方ってというのは最後は自ら別の職を見つけて出て行かれて、また後任の方をどういう手だてで探されてという、全く個人に背負わせてしまうような組織になってしまうわけです。それはやっぱり人間が作る組織としては良くないっていうのがあって、どうしても組織を担当するものとしては食指が動かなかったということがあります。

その次に出てまいりました状況が、情報公開法への対応ということです。今、国立大学の法人化の問題で先行き不透明ということで、皆さんいろんな情報を得ようとして右往左往されてると思います。我々もそうです。でも、情報公開の対応の方が、今よりもっとどうしたらいいのか分からない状態だったということもございまして、その時には先に絵を描いた者が絵を描けたという、まあ状況的には非常に恵まれた状況であったというのは言えると思います。その時に我々

がたまたまそういった寺崎昌男先生などの先生方のお示しになっていた部分を素直に信じて、それを実現するにはどうしたらいいかということと、まずひとつに教授から助手まで揃った完全な組織っていうものを作りたい、それから、「受入れから廃棄までする」ということが全部出来る組織であるということが必須条件というふうに考えました。そのために「室」であってはならないということで、「館」というのを最初から高く目指していこうということは、事務局の中で意見を一致させたということです。

それから、学内組織としてやっていくというのがまたひとつミソとして、よく概要要求に持つていくということにかなり熱心になられる方がいらつしやるんですけれども、概要要求に持つていくということのメリットとデメリットがあると思うんです。メリットといえますのは、予算が認められれば定員もある程度の予算も付く、というのがメリットです。ただ、デメリットといえますのは、それ以上にはなかなか付かないということなんです。ですから、学内措置のいいところは、黙ってたら何も予算は無いけれども、取りに行ったら付くってということなんです。取りに行ったらお金を得られる。で、公開の場で説明をしてこういうふうなことが必要なんですと訴えて理解されればお金が取れるというふうな強さもあると思うんです。ですから今、学内措置で置かれている大学文書館ではありますけども、実は法令的にいいますと国立学校設置法の施行規則の確か三七条だと思えますが、国立大学に委任されている内部組織ということでちゃんと根拠はあるわけです。だから、省令には書かれておりませんが、ちゃんと省

令の中で認められた組織である、内部組織であるっていうふうな自負は持っております。

それで、ここに定員配置が出来るのかってというのは、この四月から講座学科目省令、あるいは研究部門省令が廃止されて各国立大学の方に委任されることになりましたけれども、その前からでも学内措置で定員措置が出来るんだと我々は信じておりましたから、教授定員は少し難しかったんですけども、教授定員以下全部の定員を動かせるということ、大学文書館には一応付けました。これにはいくつかのテクニクが要ってなかなか素直には出来ないんですけども、そのテクニクを使えば可能であるということです。必ず定員というのは、じゃあどこから持つてくるのかっていうルートが問われますけれども、我々は定員というのは手形と同じで回していれば一年間で五つも六つも定員を使いながら「定員一」というものを作り上げることが出来るっていうことは説明できるわけです。これをいわゆる財務管理と同じような形の定員管理ということもあり得るといふ発想で、京都大学クラスの規模であれば一〇人・二〇人の定員というのはそういうふうな運用でいくらか出来る。ルーツを示す必要は無いっていうふうな説明で、いくつかの組織を作ってきました。ただ、ここに来て法人化の話が出てきました時に、各学部・研究科が定員の充員にかかってきましたので、かなり苦しいことになってきましたが(笑)。ただ一番最初に設計した時の定年退官教官、それから退職教官の後補充の公募期間から選考に至るまでのロス期間というのがあるわけですね。最低三ヶ月ぐらいから最大一年ぐらいは、これを回していけばいまだにやはり

二〇や三〇の定員はつくり出せるというふうに我々は考えています。そういうふうなこういうものを作り、予算も、それから施設も事務局が事務をするということ、有利な位置にいます。いろんな計画の時は公で決まる先に手を打てるのか、そういうふうなことで着々と手を付けていた。

それから先ほども出ましたが、大学文書館という名称になったのはですね、いろんな理由があるんですけども、やはり史料館にするか文書館にするか二つの選択肢があったわけです。「最終的にどちらにしたいのだ」と今の文書館の教授の方から迫られました、「もうきれいな事はいい。事務局としての本心を言え」と言われました、まあしようがなくてですね、「事務局の役に立つものを作りたい」というふうに言いましたら、「それは文書館だろう」と言われました(笑)、それで名前はおおよそ「大学文書館」という名前になりました。この事務局の役に立つというのが、先ほど西山助教授からありましたように、「大学が機関として行う営み」ということになるのかなというふうに思います。それから我々は法規をやっておりますと、どうしても開学以来現在までの法規の流れっていうものは一本おさえておかなければいけない。そしてその時々背景を知っていたい。それがどうも系統的になつていないっていうことは、もう他の部署よりも痛切に感じてたところですので、こういう組織を作るのは非常にスムーズに行けたというのもあったと思います。まあ簡単ですが、そういうふうなことです。

注

予算獲得に関する質問に対して、岸本氏は以下のように回答した。

いわゆる取りに行くものは全学でオーバーヘッドしたお金しか無いわけですから、それに理由を付けて、年間四〜五回開かれる部局長会議っていう会議に掛けていって、総長裁量経費であろうが、共通経費であろうが、外部資金のオーバーヘッド分であろうが、経費という経費は全て理由を付けて取りに行きます。それはどこそこがいくら余ってくるという学内情報も全部集まるように日頃から網を張っております。

実際ですね、ランニングコストっていうのが安定した時にいくらかかるのかっていうのが、実はまだ分かってないわけです。で、最初資料目録はありますけど、今ファイル名規模までしか出来てません。個人資料も今整理されていますが、この行政文書以外のものも全て一文書まで実は降りていきたいんですね。これをやろうとするとどれくらいの労力があるかっていうものは、まあおおよそ分かります。それを完成するのに一〇年近く掛かりますかね。で、それくらいまではほんとお金があると思うんですね。それから後、たぶん安定するだろうっていうふうなことで、我々もうこれから一〇年ぐらいいはこういうような凄さをしながら生きていこうと思ってます。

(きしもと よしのり・京都大学事務局総務部総務課課長補佐)

本稿は、広島大学五十年史編集室主催第一三回研究会(二〇〇二年二月八日、於広島大学学士会館)において行われた講演を文章化したものです。京都大学大学文書館の設置の経緯や活動に基づく最新の大学アーカイヴズ論であり、改めて西山伸・岸本佳典両氏に感謝します。

(広島大学五十年史編集室)